白老町奨学金返還支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、白老町に定住し就業する地域経済の担い手人材の確保を目的に、大学等の高等教育機関での修学にあたり奨学金の貸与を受けた者に対し、予算の範囲内において奨学金の返還を支援する補助金を交付することについて、白老町補助金等交付規則（平成７年規則第８号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱における各用語の定義は次のとおりとする。

(1)　大学等　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する大学、短期大学、大学院、高等専門学校及び専修学校専門課程をいう。

(2)　町内事業所等　町内に事務所、店舗、工場その他事業に供する施設を有し、事業を展開する法人または個人事業主をいう。ただし、次に該当するものを除く。

ア　暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２項に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はこれらの構成員が行う活動への関与が認められる者

イ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定する者

(3)　年度　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）に規定する毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる会計年度をいう。

（補助対象者）

第３条　補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 大学等の在学中に奨学金の借入があること。

(2)　貸与を受けた奨学金の返還を延滞していないこと。

(3)　転入時又は就業時における年齢が４０歳未満であること。

(4)　白老町内に住民登録があり、居住実態があること。

(5)　令和６年４月１日以降から町内事業所等で雇用期間の定めがなく就業していること。

(6)　町税等を滞納していないこと。

(7)　暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２項に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はこれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

２　前項に規定する者のうち、国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）に規定する地方公務員（白老町職員定数条例（昭和５８年条例第４号）第１条に規定する一般職の職員を除く。）は、補助対象者とすることができない。

（補助対象奨学金）

第４条　補助の対象となる奨学金（以下「補助対象奨学金」という。）は、次の各号のいずれかに該当する奨学金とし、補助対象者が補助金の交付を受けようとする年度（以下「申請年度」という。）に返還した奨学金及びその利息の額とする。

(1)　独立行政法人日本学生支援機構法（平成１５年法律第９４号）に規定する第一種学資貸与金及び第二種学資貸与金

(2)　地方公共団体から借り入れた奨学金

(3)　その他町長が認める奨学金

（補助金額）

第５条　補助金の額は、月額１万５千円を上限とし、１月あたりの返済額が上限額に満たない場合はその額とする。

（補助対象期間）

第６条　補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、申請年度において、第３条の要件を全て満たす期間とし、当該期間の始期の日の属する月の初日から起算して３年間とする。ただし、当該始期の日がその月の１６日以降の場合は、当該始期の日の属する月の翌月から対象期間とする。

（交付期間）

第７条　補助金は、前条に規定する補助対象期間において年度毎に交付するものとする。

（補助希望者の登録）

第８条　第３条に規定する要件を満たしており、補助金の交付を受けようとする者（以下「補助希望者」という。）は、当該年度の１０月末日までに次の書類を町長に提出しなければならない。ただし、特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(1)　白老町奨学金返還支援補助金登録申請書（様式第１号）

(2)　奨学金の借入を証する書類

(3)　大学等の卒業等を証する書類

(4)　住民票の写し。ただし、本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード又は旅券その他官公署が発行した免許証・許可証又は資格証明書等をいう。)の提示をもって代えることができる。

(5)　雇用証明書（様式第２号）

(6)　その他町長が必要と認める書類

２　町長は、前項に規定する書類の提出を受け、登録を決定したときは白老町奨学金返還支援補助金登録決定通知書（様式第３号）により補助希望者に通知するものとする。

３　町長は、登録しないことを決定したときは、その旨を書面により補助希望者へ通知するものとする。

４　町長は、第２項に規定する登録の決定を受けた者（以下「登録者」という。）が、補助対象者の要件を満たさないことが確認できたときは、当該登録を取り消すものとする。

（登録内容の変更又は取消）

第９条　登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、白老町奨学金返還支援補助金登録変更報告書（様式第４号）により、速やかにその旨を町長へ報告しなければならない。

(1)　就業先の変更があったとき。

(2)　住所又は氏名の変更があったとき。

２　登録者は、第３条に規定する要件を満たさなくなったときは、白老町奨学金返還支援補助金登録取消申請書（様式第５号）を町長に提出しなければならない。また、登録取消の申請がなく、要件を満たさないことが確認されたときは、町長はその登録を取り消すことができる。

（交付申請）

第１０条　補助金の交付を受けようとする登録者（以下「交付申請者」という。）は、当該年度の３月末日までに次の書類を町長に提出しなければならない。

(1)　白老町奨学金返還支援補助金交付申請書（様式第６号）

(2)　申請年度の奨学金の返済日及び返済額を証する書類又はこれに類する電磁的記録

(3)　住民票の写し（申請日より１か月以内に発行されたもの）

(4)　在職証明書（様式第７号）（申請日より１か月以内に発行されたもの）

(5)　その他町長が必要と認める書類

２　交付申請者のうち、次の各号のいずれかに該当するときは、交付の申請をすることができるものとする。ただし、第３条に規定する要件を満たさなくなった日から３か月以内の日又は申請年度の末日までのいずれか短い日を申請期限とする。

(1)　自己都合によらない離職

(2)　天災、傷病その他登録者の責めに帰さない事情

(3)　その他町長が認める場合

（交付決定）

第１１条　町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、交付決定の可否を白老町奨学金返還支援補助金交付決定通知書（様式第８号）又は白老町奨学金返還支援補助金不交付決定通知書（様式第９号）により交付申請者へ通知するものとする。

（交付時期）

第１２条　町長は、前条に規定する交付決定を行った後に、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第１３条　町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の取消し若しくは変更し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1)　補助金交付の要件を満たさなくなったとき。

(2)　不正の行為があったとき。

（補則）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、令和６年４月１日から施行する。